

作成日：2011年2月1日

ポーランド共和国

特許庁の所在地：

Patent Office of the Republic of Poland
Urząd Patentowy Rzeczypospolitej Polskiej

Al. Niepodleglosci 188,
PL-00-950 Warszawa,
Poland

Tel : 48 22 579 01 45

Fax : 48 22 579 03 63

E-Mail : dep_zglo@uprp.pl

Website : www.uprp.pl

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 世界貿易機構 (WTO)
- (7) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

ポーランド国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

The Polish Chamber of Patent Attorneys
(Polska Izba Rzecznikow Patentowych)

4. 出願言語

ポーランド語です。

5. その他関係団体

JETRO ワルシャワ事務所
IPC Business Center, Koszykowa 54,
00-675 Warszawa, Poland
Tel: 48 22 6308 508
Fax: 48 22 6308 512

6. 特許情報へのアクセス

検索方法等の詳細は不明です。

特許制度

1. 現行法令について

2004年5月1日施行の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人及び譲受人が署名します。認証は不要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・優先権証明書は、出願日から3ヶ月以内に提出が必要です。
- ・優先権証明書の翻訳文も翻訳者の証明書を添付し、出願日から3ヶ月以内に提出が必要です。
- ・優先権譲渡証は、第一国出願の出願人とポーランド出願の出願人が異なる場合、出願日から3ヶ月以内に提出が必要です。

3. 料金表 (単位: ポーランドズロチ (PLN))

(1) 出願料金

① 基本料金	5 5 0
② PCT 第一章 (Chapter I) の場合	5 5 0
③ PCT 第二章 (Chapter II) の場合	3 5 0
④ 20 頁以上 1 頁当たり	2 5
⑤ 優先権主張料金	1 0 0

(2) 年金

1 年度から 3 年度まで	4 8 0
4 年度	2 5 0
5 年度	3 0 0
6 年度	3 5 0
7 年度	4 0 0
8 年度	4 5 0

9年度	550
10年度	650
11年度	750
12年度	800
13年度	900
14年度	950
15年度	1050
16年度	1150
17年度	1250
18年度	1350
19年度	1450
20年度	1550

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

特許出願は実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、予備審査、調査報告書作成、出願公開、実体審査の手続きを経て、特許付与の可否が判断されます。

(1) 予備審査について

- ① まず、出願日付与の認定に必要な出願書類が提出されているか否かについて審査されます。

出願書類に不足等があった場合は、その旨出願人に通知されます。出願人が所定期間内に補充を求められた書類を提出した場合、当該書類の補充日が出願日と認定されます。

- ② その後、方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、補正指令が発行され、指定期間内に補正することが求められます。

この指定期間は2ヶ月間延長することができます。応答しなかった場合、

出願は取り下げられたものとみなされます。

(2) 不特許事由について

次の事由は発明とは認められません。

- ・ 発見、科学的理論又は数学的方法の場合
- ・ コンピュータプログラムの場合
- ・ 計画や規則又は精神的行為の方法の場合
- ・ 情報の提供の場合
- ・ 人体や動物体の診断や治療方法の場合
等です。

(3) 新規性について

出願に係る発明が、出願前（優先日前）に国内又は外国において公衆が利用可能な状態にある場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用です）。但し、次の場合は新規性を有するものとみなされます。

- ・ 出願前6ヶ月以内における、国際的博覧会又は特許長官が指定した博覧会における発明の公表の場合。

(4) 調査報告の作成について

各出願について、調査報告書が作成され出願人に送付されます。

(5) 出願公開について

- ① 出願は、優先日から1年6ヶ月経過後公開されます。
- ② 調査報告書も公開され、第三者は公開された出願に対して情報提供をすることができます。

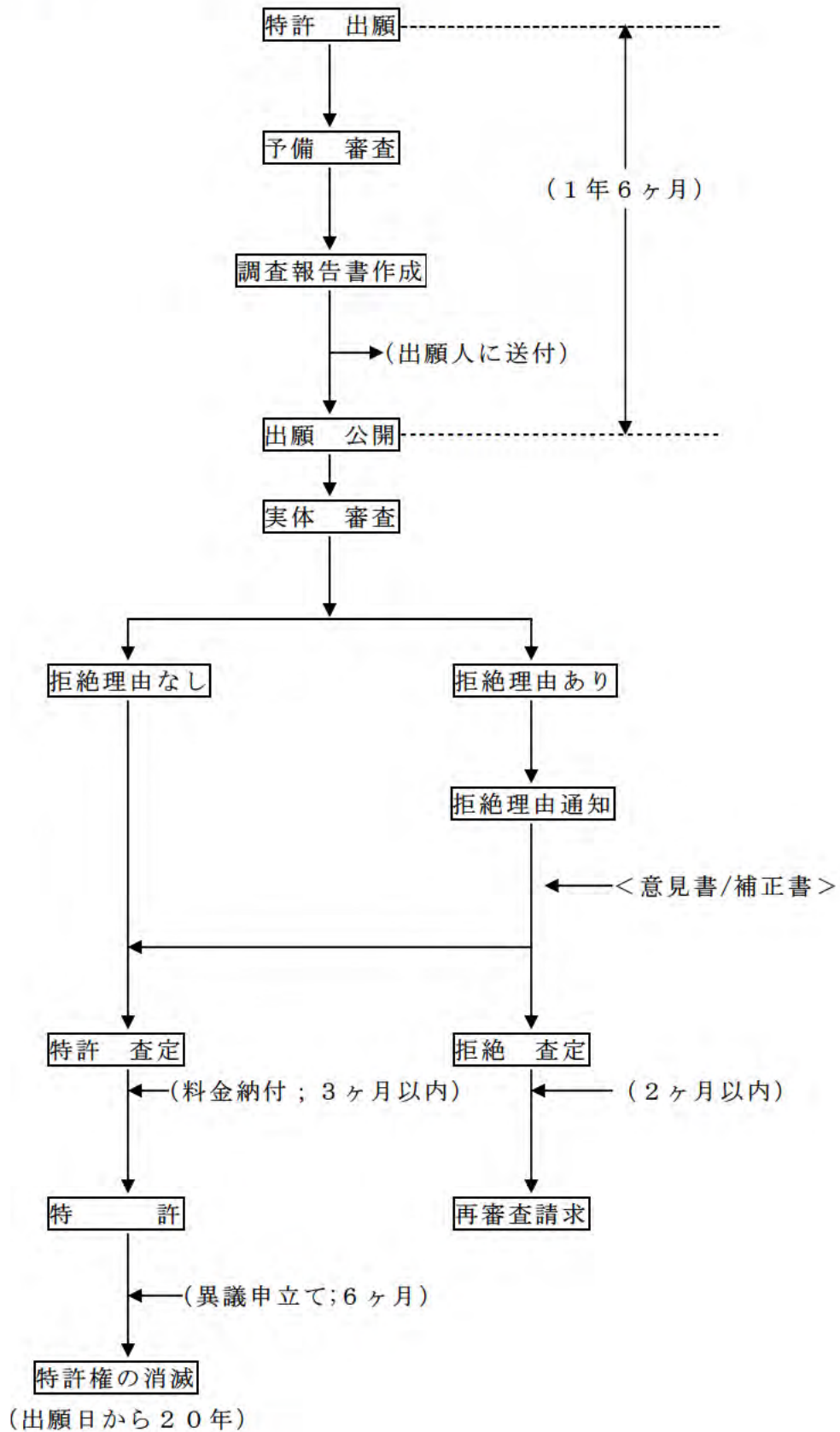
(6) 実体審査について

- ① 新規性、進歩性の有無、産業上の利用可能性また明細書に発明が十分に開示されているか等についての、実体的な審査が行われます。
- ② 審査官が実体的要件を満たしていないと判断した場合、通常2ヶ月の期間を指定し、拒絶理由通知が発行されます。
この2ヶ月の期間は、請求により更に2ヶ月間延長をすることができます。
- ③ 上記拒絶理由通知に対する応答により、拒絶理由が解消した場合は特許付与の決定がされ、一方、解消しない場合には、拒絶査定がされます。
- ④ 拒絶査定に対して、出願人は当該査定書発行日から2ヶ月以内に再審査を請求することができます。
- ⑤ 特許付与の決定に対して、出願人は決定書発行日から3ヶ月以内に特許発行料金等の納付を求められます。
当該期間内に、料金を納付することにより特許が原簿に登録され、出願人に特許証が発行されます。
- ⑥ 出願人は、特許庁からの拒絶理由通知の指定期間内、及び自発的に特許付与の決定があるまで、明細書等の補正をすることができます。

(7) 異議申し立てについて

特許後、特許付与の公告後6ヶ月以内に、何人も異議申し立てをすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日に発生します。
- (2) 特許査定通知日から3ヶ月以内に累積維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 下記書類のポーランド語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

(1) 出願全般について

- ① ポーランド国へ出願する方法として、直接出願、PCT 経由出願又は EPC 出願による方法が考えられます。

上述しましたように、ポーランド出願はポーランド語明細書等を出願当初より提出する必要があります。

従いまして、ポーランド国への出願決定後、優先日までの期間が少ない場合には、戦略的な特別な理由がない限り、直接出願ルートよりも PCT 出願ルートすることが望ましいと思われれます。

十分な日本語の明細書等により PCT 出願を行い、ポーランド国内移行までの期間内に英語による翻訳文を作成し、その英訳文をポーランドの現地代理人へ送付し、ポーランド語翻訳文作成のための期間を十分に確保することが可能となるからです。
- ② 出願及び中間処理等の手続きにおいて、現地代理人に対しては必ず特許庁からの指令通知書と併せてその英訳文を送付してもらうようにすべきでしょう。

拒絶理由通知等の発行日及び応答日を、出願人自身が確認及び管理する上で必要となるからです。
- ③ EPC 出願においてポーランド国を指定して EPC 出願が特許となった場合、ポーランド国で特許を有効にするためには、EPC 特許の明細書等のポーランド翻訳文を所定の期間内にポーランド特許庁に提出する必要があります。ロンドン協定の発効（2008年5月）により、加盟国によっては EPC 特許の翻訳文を要求しない国もありますが、ポーランドはこの協定に加盟しておりませんので、翻訳文の提出が必要となりますので、留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2004年3月17日施行の改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 譲渡証 (Assignment)

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: ポーランドズロチ (PLN))

(1) 出願料金	5 5 0
(2) 優先権主張料金	1 0 0
(3) 年金	
1年度から3年度	2 5 0
4年度から5年度	3 0 0
6年度から8年度	9 0 0
9年度から10年度	1 1 0 0

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

原則的には、特許出願と同様です。

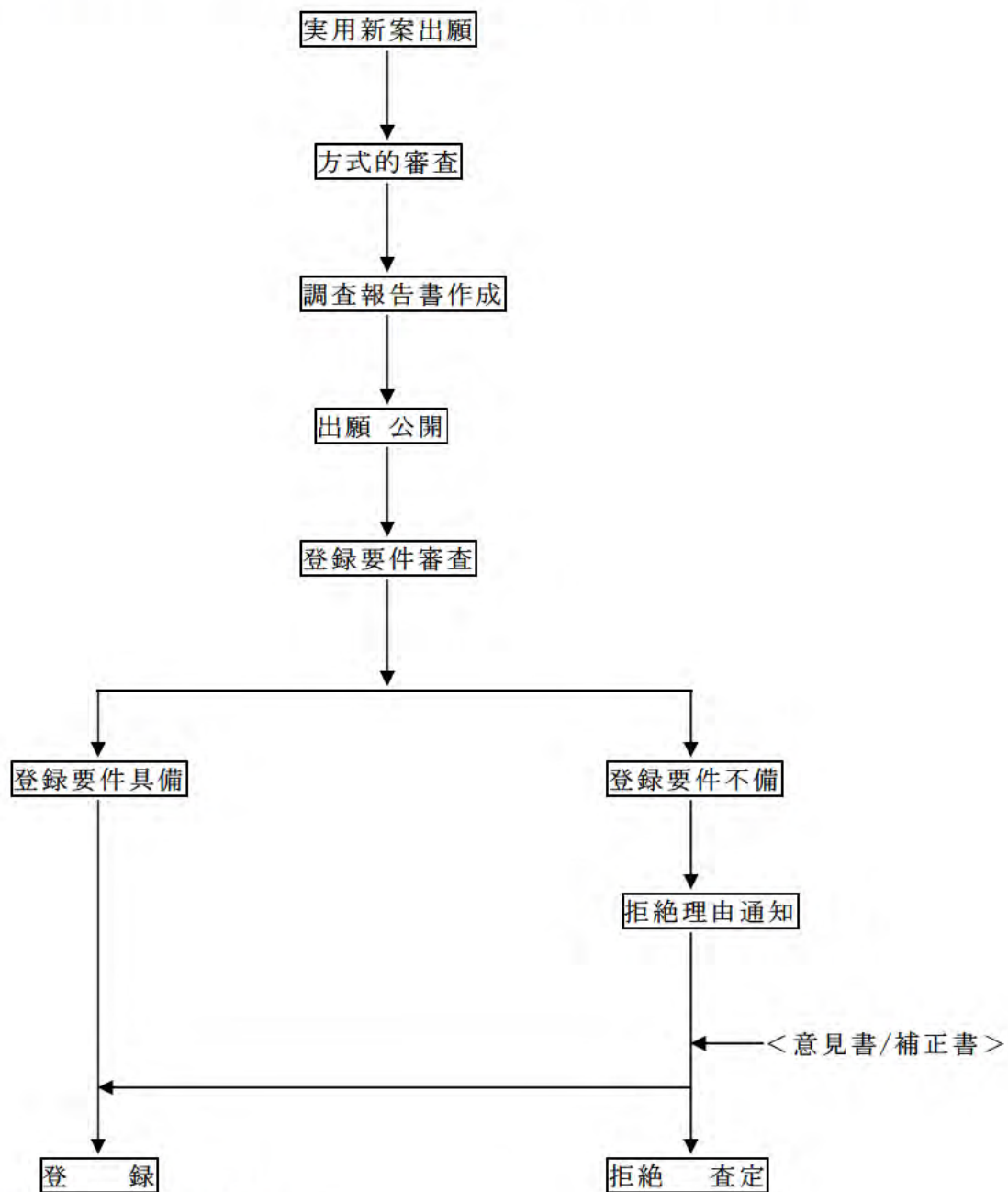
(1) 方式的審査が行われます。

(2) その後、保護対象及び登録要件について審査されます。

実用新案の保護対象とは、物品の形状、構造やこれらの組み合わせに関する技術的特徴に関する新規で有用な解決手段である、と定義されています。

- ① 出願に係る考案が、実用新案の保護対象や登録要件に合致していないと判断された場合、その旨出願人に通知され応答機会が与えられます。
- ② 審査官は、調査報告書を作成します。
- ③ 方式的要件を満たしている場合、出願は出願日（又は優先日）から1年6ヶ月に公開されます。
- ④ 出願公開により、第三者は情報提供することができます。
- ⑤ 実体審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合、登録付与の決定がされます。
- ⑥ 登録付与の決定後、出願人は決定書発行日から3ヶ月以内に登録料の納付を求められ、納付された後に登録証が出願人に送付され、登録付与の旨が公報に公告されます。
- ⑦ 実用新案の登録が公報に公告された日から6ヶ月以内に、何人も異議申立てをすることができます。

実用新案登録出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



(出願日から10年間)

9. 存続期間及びその起算日

実用新案権の存続期間は、出願日から10年です。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願において、ポーランドを指定した場合実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： ポーランド語による下記書類の翻訳文の提出が必要です。

国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明

19条補正書及び陳述書

34条補正書等

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在、2001年8月22日施行の意匠法が適用されています。現在適用されている意匠法は、欧州共同体指令と同等の規定になっています。

また、ポーランドは、2004年5月1日に欧州共同体（EC）に加盟していますので、欧州共同体意匠（Community Design）に基づく意匠の保護も可能となっています。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：創作者の氏名・住所、出願人の名称・住所、意匠に係る物品名、優先権情報等を記載します。
 - (2) 明細書（3通）：意匠の特徴をポーランド語により記載します。請求の範囲、要約は必要ありません。
 - (3) 図面（3組）：図面の斜視図は必須とされています。必ずしも六面図が必要ありませんが、意匠が明確に把握できるような図面が必要です。図面の代用として、写真、見本（織物などの場合）も提出することができます。
 - (4) 委任状：出願人の署名のみで認証は不要です。
 - (5) 譲渡証：創作者が出願人でない場合に必要となります。
 - (6) 優先権証明書：出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。
 - (7) 優先権翻訳：優先権書類が独、仏、露以外の言語の場合に必要です。出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。基礎出願とポーランド出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証も必要となります。
- ★一の意匠出願で、意匠の本質的特徴が共通する10のバリエーション（変形の態様）の意匠を包含することができます。

3. 料金表（単位：ポーランドズロチ（PLN））

(1) 出願料	300
(2) 優先権主張	100
(3) 年金	
・ 1年～5年（第1期間）	400
・ 6年～10年（第2期間）	1000
・ 11年～15年（第3期間）	2000
・ 16年～20年（第4期間）	3000
・ 21年～25年（第5期間）	4000
(4) 登録証の入手	
・ 10枚まで	100
・ 11枚以上	200

4. 料金減免制度について

減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

登録要件として新規性、独自性が必要ですが、審査では、これらの実体要件は審査されません。方式要件、公序良俗違反のみが審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願は、方式的要件及び公序良俗違反（ポーランドの表象、公共の標識等を組み込んだ意匠など）のみ審査され、新規性、独自性の実体的な要件は審査されません。したがって、方式要件等を具備すれば登録許可決定がなされます。出願人は、登録許可決定に対して公告手数料及び最初の5年間の登録料(第1期間)を3ヶ月以内に納付しなければなりません。意匠出願が登録されると、公報により内容が公表されます。

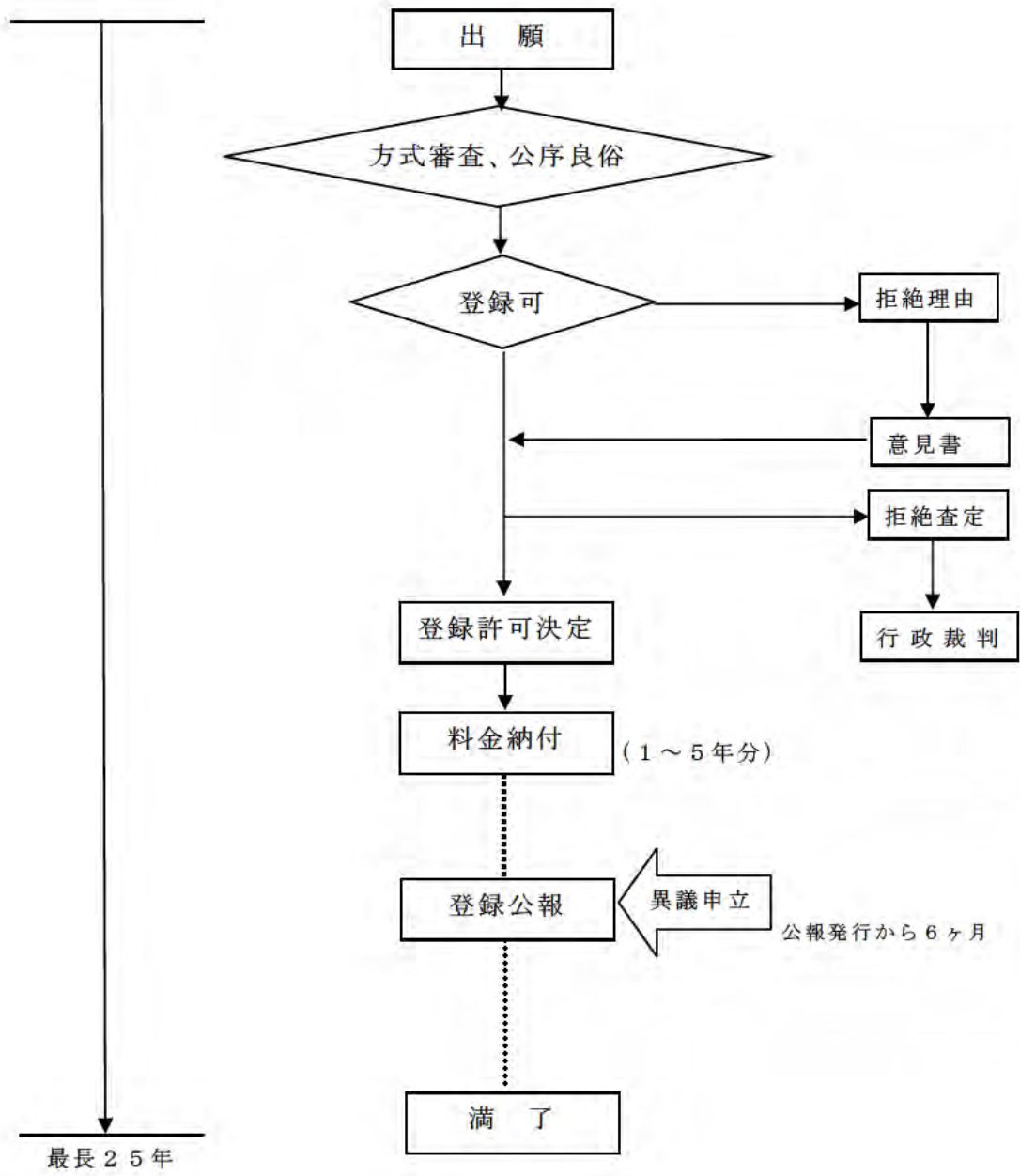
上記公表の日から6ヶ月間は、何人も登録異議申立てをすることができます。異議申し立てがあった場合には、意匠権者に反対陳述の機会が与えられます。特許庁の異議決定に対する不服申し立ては行政裁判所に行います。

意匠出願が拒絶された場合には、特許庁に再審査の請求をすることができます。再審査で拒絶された場合の不服申し立ては行政裁判所に上訴することができます。

主な不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

- (1) 専ら製品の技術的特徴によって定まる製品の特徴
- (2) 新規性、独自性のない意匠
- (3) 他の製品と機械的連結又は相互作用させるために正確な形状及び寸法で必ず複製しなければならない製品の特徴



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から25年です。意匠権の設定登録時に最初の5年分の登録料（第1期間）を納付する必要があります。登録後は第2期間以降の各5年毎に登録料を納付しなければなりません。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠の保護対象となるのは、製品又はその装飾の線、外郭、色彩、形態、質感又は材料の特徴から生じる製品の全部若しくは一部の外観です。

ここで、「製品」とは工業若しくは手工芸製品、特に包装、装丁、グラフィックシンボル及び印刷文字などであり、コンピュータプログラムは除かれます。(a)多数の構成部品からなる製品であって、分解、組み立て、交換される複数の構成部品からなる製品（複合製品）、(b)複合製品の一部であって複合製品に組み込まれた後に視認できるもの、(c)構成部品となる製品の一部であってそれ自体が商品化の対象となるものは製品とみなされます。

(2) 新規性、独自性

意匠出願日前に世界のいずれにおいても同一意匠が公衆の利用可能な状態におかれていなければ、当該意匠は新規性を有するものとされます。

意匠全体の視覚的印象が、意匠出願日前に公衆の利用可能な状態に置かれていた意匠の印象と異なる場合には独自性を有するものとみなされます。

<新規性喪失の例外>

以下の場合には、新規性は喪失しないものとされます。

- 1 秘密保持の条件に基づく第三者への意匠の開示
- 2 創作者（又は承継人）の同意を得た第三者による出願前12ヶ月以内の意匠の開示
- 3 創作者（又は承継人）の権利濫用の結果による出願前12ヶ月以内の意匠の開示

(3) 権利侵害

意匠に係る物品の製造、販売、販売の申し出、輸入、輸出、使用、これらの目的のための保管は侵害行為とされています。

但し、以下の行為は侵害とはなりません。

- 1 私的かつ非営利目的での行為
- 2 実験目的での行為
- 3 教育目的での複製

4 個人的命令による製品の修理

(4) 無効

意匠出願が登録要件を満たしていない場合、不登録事由に該当する場合には、利害関係人は登録の無効を請求することができます。

商標制度

1. 現行法令について

現在ポーランドでは、2004年3月17日施行の商標法が施行されています。ポーランドは、2004年5月1日に欧州共同体に加盟しましたので、現行ポーランド商標法は、欧州共同体商標法と同等のものとなっています。また、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(マドプロ)にも加盟していますので、国際登録に基づきポーランドで商標の保護を受けることも可能となっています。

2. 商標出願時の必要書類

商標の登録出願に必要とする書類と事項とは次のとおりです。

- (1) 願書：出願人の住所・名称・事業の種類を表示、商品・役務区分及び商品・役務の表示
- (2) 商標見本（5通）：図形・色彩等の文字以外の要素を含む場合に必要です。したがって、文字商標の場合には必要ありません。色彩を主張する場合には、色彩付きの商標見本5通の他に、白黒の商標見本2通が必要となります。
- (3) 音響商標の場合：音響を録音したテープ，CD等を提出しなければなりません。
- (4) 委任状（認証不要）
- (5) 優先権証明書：出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。
- (6) 優先権翻訳：優先権書類が独、仏、露以外の言語の場合に必要です。出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。基礎出願とポーランド出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証も必要となります。

3. 料金表（単位：ポーランドズロチ（PLN））

(1) 商標出願	
* 3区分まで	550
* 3区分を超える1区分ごと	120
(2) 優先権主張	100
(3) 公告	90
(4) 更新基本料	200
* 1区分の場合	400
* 2区分の場合	800
* 3区分の場合	800
* 4区分以上（1区分ごと）	450
(5) 登録証	100

4. 料金減免制度について

商標出願についての減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は全件実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されています。商標出願は、出願日から3ヶ月経過後に出願公開されます。出願公開されると、第三者は不登録事由に関する情報を提供することができます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願は、方式審査及び実体審査（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）の対象となります。方式要件を満たした商標出願は、出願から3ヶ月経過後に出願公開されます。出願公開後、第三者は商標の保護を否定する理由に関する情報を提供することができます。

商標出願が不登録事由に該当する場合には、審査官により拒絶理由が発せられ、出願人には所定期間内に意見書・補正書を提出する機会が与えられます。また、出願の分割も認められています。登録要件を具備していると認められた場合には、登録付与決定がなされます。出願人は、登録決定付与から3ヶ月以内に最初の10年間の登録料を納付しなければなりません。登録料が納付された場合には、登録簿に登録され登録証が発行され、その後、公報に掲載されます。

公報の発行日から6ヶ月間、何人も商標登録に対して異議申し立てをすることができます。商標権者には異議申し立てに対する反論の機会が与えられ、その後異議決定がなされます。

商標出願が拒絶された場合には、2ヶ月以内に特許庁の再審査の請求をすることができます。再審査の結果、出願が拒絶された場合には、行政裁判所に上訴することができます。

(A) 絶対的拒絶理由

絶対的拒絶理由とは、商標本来が有しているべき識別性を欠く商標、商標の定義に該当しない標識、公序良俗に反する商標などの登録を阻止するための拒絶理由のことをいいます。主なものは以下の通りです。

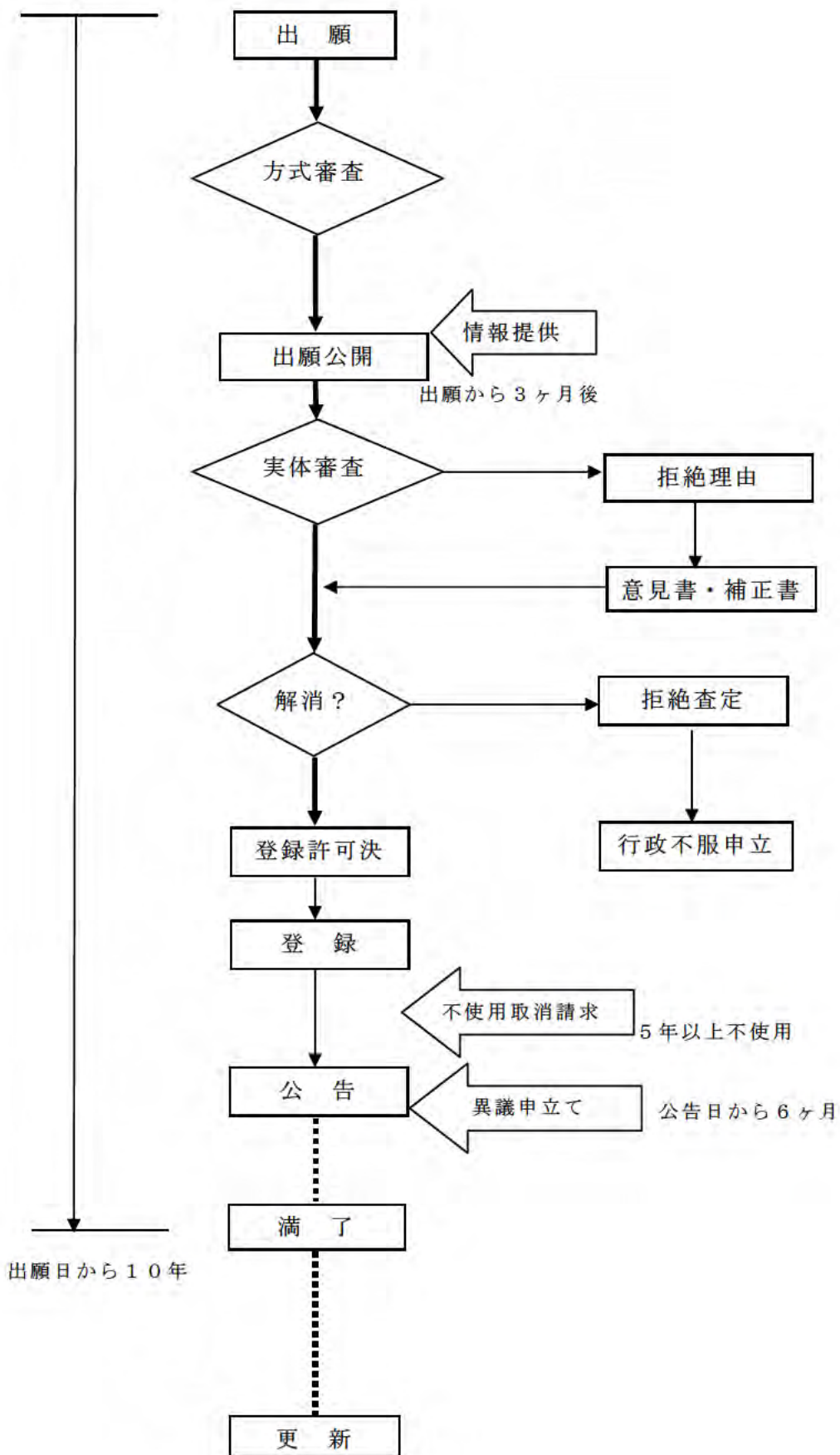
1 視覚によって認識できるように表現できない標識

- 2 商品・サービスとの関係で識別性を欠く商標
- 3 品質、用途、地理的表示など、取引上使用される表示のみからなる標章
- 4 取引において常用される表示（数量、価格、製造方法など）のみからなる標章
- 5 慣用されている標章
- 6 公序良俗に反する標章
- 7 他人の意匠権、著作権を侵害する標識
- 8 品質等について誤認を生じるおそれがある標章
- 9 悪意で出願された場合
- 10 パリ条約の紋章、記章等であって、当局の許可を得ていない標章
- 11 パリ条約の同盟国の商品の監督用・証明用の公の印章、記号であって、当局の許可を得ていない標章
- 12 パリ条約の同盟国が加盟している国際政府機関の紋章、記章等であって、当局の許可を得ていない標章
- 13 安全標章、品質マークなどの公式に承認された標識を含む標章
- 14 ワイン、蒸留酒の産地の地理的表示を含む標章であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒、蒸留酒についての標章

(B) 相対的拒絶理由

相対的拒絶理由とは、識別性等の商標の本質的要件は備えている商標であって、先行する他人の商標登録、商標出願と同一又は類似するために登録できないとする拒絶理由のことをいいます。主なものは以下の通りです。

- 1 先行するポーランド商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- 2 先行するEC加盟国の国内商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- 3 先行する国際登録商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- 4 先行する共同体商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの
- 5 先行するEC加盟国の国内商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの
- 6 先行する国際登録商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの



9. 存続期間及びその起算日

出願日から10年間です。更新出願をすることによって10年毎の更新が認められます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、視覚的に認識できる標識であって、ある企業の商品・サービスと他の企業のそれらと識別可能なものは商標登録の対象となります。したがって、言葉、デザイン、装飾、色彩の組み合わせ、商品若しくはその包装の立体形状、音その他の音響信号は商標登録の対象となります。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく継続して5年以上使用されていない場合には、請求により登録が取り消されます。取消しの請求は利害関係人によりのみ認められています。輸出する目的でのみ商品に商標を付する行為は「使用」と見なされますが、ポーランド国内で製造されない商品を、輸出の目的で広告においてのみ商標を使用する行為は「使用」とはみなされません。

(2) 無効制度

利害関係人は、商標登録が、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由に違反してなされたことを理由として商標登録の無効を請求することができます。但し、請求人の先行商標との抵触を理由とする場合であって、請求人が後願者（被請求人）の使用を知らずながら5年間黙認していた場合には、無効請求は認められません。

(3) 欧州共同体商標制度

2004年5月1日、ポーランドは欧州共同体に加盟していますので、ポーランド国内商標に加えて共同体商標による保護を受けることも可能です。

(4) 国際商標登録

ポーランドは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりポーランドで保護を受けることも可能です。

(5) 譲渡、ライセンス

商標権又は商標出願は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。譲渡は、第三者に対してその有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。登録するためには、①譲渡人及び譲受人双方により署

名された譲渡証書、②委任状、③所定の手数料の納付が必要です。
ライセンス契約は、独占的又は非独占的のいずれの場合でも、必ず書面で行う必要があります。